

固定式甲板泡装置の仕様に関する事項

改正規則等

鋼船規則 PS 編及び R 編
鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式甲板泡装置の仕様に関する事項

改正理由

IMO において、火災安全設備コード（FSS コード）14 章に規定されるタンカーに設置される固定式甲板泡装置について設置要件等の明確化を図る見直しが行われ、同コードの改正が 2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会（MSC91）において、決議 MSC.339(91)として採択された。

改正 FSS コードにおいては、固定式甲板泡装置のモニター及び泡放射器用ホース連結栓の設置に関する要件がより詳細に規定されたほか、当該装置に使用される泡原液の種類が明確に規定された。

今般、決議 MSC.339(91)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) モニター及び泡放射器用ホース連結栓の設置に関する要件について、当該装置を、原則として、いずれの貨物タンクよりも船尾側に配置する旨規定した。
- (2) 固定式甲板泡装置に使用される泡溶液の種類を規定した。
- (3) 鋼船規則 R 編 34 章の規定を参考に鋼船規則 PS 編 6 章 6.4.2 に規定している固定式甲板泡装置の要件を削り、鋼船規則 R 編 34 章の規定に適合するよう規定した。